

別表第1（第4条関係）

補助金の種類	(1)結婚新生活支援補助金		
<p>○補助の要件</p> <p>下記のいずれかに該当する世帯</p> <p>ア 交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、夫婦とも婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得が本表に定める金額未満であって、次に掲げる講座等のいずれかを交付申請日までに夫婦ともに実施した世帯（以下「新規補助世帯」という。）</p> <p>（ア）ライフデザイン支援講座等の受講</p> <p>（イ）プレコンセプションケアに関する講座等の受講</p> <p>（ウ）医療機関への妊娠・出産に関する相談</p> <p>（エ）共家事・子育て講座等の受講</p> <p>イ 交付申請年度の前年度に結婚新生活支援補助金の交付決定及び補助金を受給した世帯であって、その受給額が本表に定める補助限度額に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）</p> <p>ただし、新規補助世帯において、以下に該当する場合は補助対象としない。</p> <p>① 夫婦の両方又は一方が、国、県その他地方公共団体が実施する地域少子化対策重点推進交付金、えひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けている場合</p> <p>② 令和5年4月1日以降に離婚した同一の者同士が再婚した場合</p>			
<p>○補助対象経費</p> <p>交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の4月1日から交付申請日までの期間に支払った以下の費用</p>			
区分	費用区分	補助対象経費	留意事項
a. 住居等費用	引越費用	市内物件への転居に要した引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費	
	住宅取得費用	申請時に居住する住宅の取得費用	当該住宅に係る土地の取得費用は補助対象としない。申請者又は配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅の取得は補助対象としない。
	住宅リフォーム費用	申請時に居住する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用	倉庫及び車庫に係る工事費用並びに門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用は補助対象としない。
	住宅賃借費用	賃料（勤務先から住宅手当が支給される場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除した額）、共益費、仲介手数料	駐車場賃料（住居賃料と不可分であるものは除く。） 、敷金、礼金は補助対象としない。 申請者又は配偶者の3親等以

			内の親族が所有する住宅の賃借費用は補助対象としない。
b. 家電費用	時短家電購入費用	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い洗浄機、調理家電、その他市長が家事の時間短縮の効果を認めるものの購入費用	付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。
	省エネ家電購入費用	購入日において、資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビの購入費用	

○補助限度額

区分	補助対象経費	補助限度額
婚姻日において夫婦の両方が29歳以下、かつ世帯所得500万円未満の世帯	a. 住居等費用	60万円
	b. 家電費用	20万円
婚姻日において夫婦の両方が29歳以下、かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯	a. 住居等費用	20万円
	b. 家電費用	20万円
婚姻日において夫婦の両方が39歳以下、かつ世帯所得500万円未満の世帯	a. 住居等費用	30万円

※世帯所得は、夫婦両方の直近の所得証明書に記載する合計所得金額を合算した額とする。ただし、夫婦の両方又は一方が貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返還額を控除した額とする。

※継続補助世帯は、上記に定める補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を補助限度額とする。

○提出書類等

- ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②結婚新生活支援補助金申請明細書
- ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- ④婚姻日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- ⑤夫婦の申請日時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- ⑥夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）
- ⑦奨学金の返還状況が分かる資料
- ⑧ a. 住居等費用を申請する場合は、契約内容、申請する金額等の根拠が分かる資料（各種契約書の写し、見積書、写真等）
- ⑧ b. 家電費用を申請する場合は、別紙購入明細書

⑩領収書等（住宅賃借費用など領収書が発行されない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。また、b. 家電費用を申請する場合で、インターネット等で商品を購入した場合は、「領収書」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページの印刷物をもってこれに代えることができる。）

⑪講座等を実施したことが分かる書類

⑫事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金）

○受付期限及び提出方法

受付期限：令和9年2月26日（金曜日）必着

提出方法：提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。また、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

○その他留意事項

上記受付期限内に提出した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

本表に記載のない事項は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和8年4月1日こども家庭庁長官通知）及び地域少子化対策重点推進交付金実施要領の「別記2 結婚・妊娠・共育ての相談機会提供・支援プログラム」の規定を準用する。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 地域創生課

電話089-909-6382

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。